

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 8 月 16 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市追分南三丁目 13 番 7-301 号 マングリンカ II 太田 海渡	草津市矢橋町字花ノ木 805 番 1	230.17㎡	R6.8.16	1782

(令和 6 年 8 月 16 日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 8 月 22 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市守山六丁目 13 番 18-202 号 上田 勲士、上田 葉月	草津市芦浦町字柿 72 番 12	214.03㎡	R6.8.22	1783

(令和 6 年 8 月 22 日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 8 月 23 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市瀬田三丁目5番1-101号 西出 昌樹、西出 美咲	草津市南山田町字松林1928番2 外2筆	596.90㎡	R6.8.23	1784

(令和 6 年 8 月 2 3 日 掲 示 済 み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 8 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪市大正区平尾五丁目16番15号、 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号、大 阪市中央区大手前一丁目7番31号 株式会社 太陽設備 代表取締役 徳山 元章、セキスイハイム近畿株 式会社 代表取締役 八木 健次、 京阪電鉄不動産株式会社 代表取締 役 道本 能久	草津市駒井沢町字十ヶ坪90番2 外17筆	23,250.55㎡	R6.8.27	1785

(令和 6 年 8 月 2 7 日 掲 示 済 み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号5 0 6 1 - 0 5 9
- (2) 工事名笠縫東まちづくりセンター改築
工事（電気）
- (3) 工事場所草津市集町

- (4) 工事概要高圧引込設備、受変電設備、電
灯動力幹線設備、動力設備、電
灯コンセント設備、非常・一
般放送設備、電話設備、LAN
設備、テレビ共聴設備、ITV設
備、呼出設備、自動火災報知設
備、ガス漏れ警報設備、機械警
備設備、太陽光発電設備 各1式
- (5) 工事期間契約締結日から令和 7 年 8 月
2 2 日まで
- 2 予定価格1 0 0 , 7 9 8 , 0 0 0 円（税
抜き）

- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。
草津市西渋川1丁目11-3 KMビル4F
建築事務所 環境デザイン
なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和6年度において電気設備工事(電気工事)部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和6年度の格付けにおいて、電気設備工事(電気工事)部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和6年8月30日午前9時から令和6年9月27日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和6年8月30日午前9時から令和6年9月12日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和6年9月20日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和6年9月30日午前9時から令和6年10月1日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書(別紙様式2)

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値

通知書の写し

ウ 電気工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し
エ 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和 6 年 1 0 月 2 日 午前 9 時 3 0 分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

1 0 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

1 1 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

1 2 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 1 0 号）第 1 4 条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

1 3 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

1 4 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

1 5 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

1 6 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第 1 3 号）により行う。

1 7 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

1 8 部分払 可 草津市建設工事執行規則

により行う。

1 9 契約保証金 要 落札金額の 1 0 % 以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

2 0 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記 5 (7) の配置予定技術者は、3 者まで申請可能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、1 0 日以内に契約書を提出しなければならない。

(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 1 4 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 0 7（直通）

（令和 6 年 8 月 3 0 日揭示済み）

公 告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和 6 年 8 月 20 日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）第 2 条の規定に基づき、認可公告する。

令和 6 年 8 月 30 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積等促進計画
- 2 縦覧の期間 令和 6 年 8 月 30 日から
令和 6 年 9 月 30 日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和 6 年 8 月 30 日揭示済み)

公 告

草津市立市民交流プラザ指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年草津市条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、指定管理者を募集するにあたり、下記のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 30 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
草津市立市民交流プラザ 草津市野路一丁目 15 番 5 号
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
別紙「草津市立市民交流プラザ指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立市民交流プラザ指定管理者募集

項」のとおり

- 4 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 5 申請の方法
別紙「草津市立市民交流プラザ指定管理者募集要項」のとおり
- 6 当該公の施設の前年度における利用状況
別紙「草津市立市民交流プラザ指定管理者募集要項」のとおり
- 7 その他市長が必要と認める事項
別紙「草津市立市民交流プラザ指定管理者募集要項」のとおり

(別紙 略)

(令和 6 年 8 月 30 日揭示済み)

公 告

草津市立長寿の郷ロクハ荘指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年草津市条例第 2 号）第 3 条に基づき、草津市立長寿の郷ロクハ荘指定管理者を募集する。

令和 6 年 8 月 30 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
草津市立長寿の郷ロクハ荘 草津市追分七丁目 11 番 1 号
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
別紙「草津市立長寿の郷ロクハ荘指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立長寿の郷ロクハ荘指定管理者募集

要項」のとおり

4 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

5 申請の方法

別紙「草津市立長寿の郷ロクハ荘指定管理者募集要項」のとおり

6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況

別紙「草津市立長寿の郷ロクハ荘指定管理者募集要項」のとおり

7 その他市長が必要と認める事項

別紙「草津市立長寿の郷ロクハ荘指定管理者募集要項」のとおり

(別紙 略)

(令和 6 年 8 月 3 0 日揭示済み)

公 告

草津市立なごみの郷指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に
関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 3 条に
基づき、草津市立なごみの郷指定管理者を募集する。

令和 6 年 8 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

1 管理を行う公の施設の名称および所在地

草津市立なごみの郷 草津市志那町 2 5 5 2 番地

2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲

別紙「草津市立なごみの郷指定管理者募集要項」
のとおり

3 指定管理者の資格等

別紙「草津市立なごみの郷指定管理者募集要項」
のとおり

4 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

5 申請の方法

別紙「草津市立なごみの郷指定管理者募集要項」
のとおり

6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況

別紙「草津市立なごみの郷指定管理者募集要項」
のとおり

7 その他市長が必要と認める事項

別紙「草津市立なごみの郷指定管理者募集要項」
のとおり

(別紙 略)

(令和 6 年 8 月 3 0 日揭示済み)

公 告

草津市立草津駅西口・西口第 2 ・西口第
3 自転車駐車場指定管理者の募集
について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等
に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 3 条に
基づき、草津市立草津駅西口・西口第 2 ・西口第 3 自
転車駐車場指定管理者を募集する。

令和 6 年 8 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

1 管理を行う公の施設の名称および所在地

(1) 草津市立草津駅西口自転車駐車場

草津市西渋川一丁目 1 番 5 号

(2) 草津市立草津駅西口第 2 自転車駐車場

草津市西渋川一丁目 1 番 3 3 号

(3) 草津市立草津駅西口第 3 自転車駐車場

草津市西渋川一丁目 5 6 1 番地 1

2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲

別紙「草津市立草津駅西口・西口第 2 ・西口第 3
自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立草津駅西口・西口第 2・西口第 3
自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
- 5 申請の方法
別紙「草津市立草津駅西口・西口第 2・西口第 3
自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算そ
の他運営状況
別紙「草津市立草津駅西口・西口第 2・西口第 3
自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 7 その他市長が必要と認める事項
別紙「草津市立草津駅西口・西口第 2・西口第 3
自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- (別紙 略)

(令和 6 年 8 月 3 0 日揭示済み)

水道事業管理規程

草津市水道事業および下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市上下水道事業管理規程第 3 号

草津市水道事業および下水道事業会計規程の一部を改正する規程

草津市水道事業および下水道事業会計規程（昭和 4 3 年草津市水道事業管理規程第 4 号）の一部を次の表のよう
に改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 4 条 ≪現行どおり≫ (領収書の交付) 第 1 5 条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金 融機関等および <u>地方公営企業法（昭和 2 7 年法 律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2</u> において準用す	第 1 条～第 1 4 条 ≪省略≫ (領収書の交付) 第 1 5 条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金 融機関等および <u>法第 3 3 条の 2</u> の規定に基づき 上下水道事業の業務に係る公金の徴収または収

改正後	改正前
<u>る地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>の規定に基づき上下水道事業の業務に係る公金の徴収または収納の事務を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、第13条の2の規定による口座振替により納付を受けたときは、当該金融機関が発行する振替済通知書をもつて領収書に換えることができる。 2　《現行どおり》 第16条～第117条　《現行どおり》	納の事務を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、第13条の2の規定による口座振替により納付を受けたときは、当該金融機関が発行する振替済通知書をもつて領収書に換えることができる。 2　《省略》 第16条～第117条　《省略》

付 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年8月21日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第28号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年9月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1350	Kind-Life カインドライフ	今出 清子	草津市追分 南3丁目1 1-9	050- 8883 -0001

2 指定有効期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(令和6年9月1日揭示済み)